

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

【現状・課題】

自動車関連産業をはじめ多くの優良企業や事業所が立地している本市では、市外からの転入者が多く、祖父母等の親族からの支援を受けることができない家庭も多く見受けられます。ニーズ調査においても、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合は、就学前児童で 26.7%、小学生児童では 27.5%にとどまっています。

保護者が孤立することなく、子育てを行うことができるよう、様々な子育てサービスの充実を図ることはもちろん、子育て情報の提供・相談や、必要な子育てサービスへのつながりを行う子育てサービス利用者支援、交流の場づくりなどを推進し、地域での子育て支援の充実を図ることが必要です。



▲総合健康センター



地域子育て支援拠点「わくわく広場」▶

1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供

近年の保護者の多様なニーズに対応し、ファミリー・サポート・センターや臨時保育室（カンガルールーム）、育児ママ訪問サポート事業等を実施し、育児負担の軽減、子育てに関する悩みや不安の解消につなげます。

施策名	内容
ファミリー・サポート・センターの充実	育児の応援をしてほしい人と応援をしたい人が会員になって助け合う「ファミリー・サポート・センター」の充実を図ります。講習会、交流会等を開催し、援助に必要な知識・技術を高め、会員同士の親睦を深めます。
ショートステイの充実	保護者が傷病等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、県内の委託施設や登録養育者により、一定期間養育を行うショートステイの充実を図ります。
臨時保育室（カンガルールーム）の充実	子育て中の親が、社会活動や学習活動等に参加できるよう、各種講座、イベント、市議会等の開催時、託児サポーターが保育を行う「臨時保育室（カンガルールーム）」の充実を図ります。
育児ママ訪問サポートの充実	育児に関する悩みを傾聴するなど、支援を必要とする家庭に訪問員を派遣し、母親の不安の軽減を図ります。また、地域の子育て支援に関する情報提供を行うなど、他の子育て支援サービスへのつなぎを行い、子育てにおける母親の孤立化の防止につなげます。
地域子育て支援拠点の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座等を通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
ブックスタートの充実	4か月児健康診査の際、「おすすめ絵本」の紹介と読み聞かせを行い、親と子が絵本を介して心とことばを通わせるひとときを持つことを応援します。また、「おすすめ絵本」と読み聞かせ行事のリーフレットを図書館等で配布し、事業の充実を図ります。
おもちゃライブラリーの充実	小学生以下の心身障害児や就学前の幼児を対象におもちゃの貸出しを行い、おもちゃを通じた親子のふれあいの場、遊びの場を提供します。また、障害がある子とのふれあいを大切に、交流の機会づくりに努めます。
おもちゃ病院の運営	「刈谷おもちゃ病院」において、シニア世代の豊富な経験と知識、技術を活かし、おもちゃの修理を通して、子どもたちに「ものを大切にする心」「ものづくりの楽しさ」を育みます。



▲おもちゃライブラリー



▲刈谷おもちゃ病院

1-2 幼児教育・保育の充実

国の子ども・子育て支援新制度を踏まえ、サービスの提供を見直すとともに、子ども一人ひとりに対し、質の高い幼児教育・保育の提供を行います。また、保育園の新設や増改築、定員数の調整等により、ニーズの高まっている0～2歳児に対応し、待機児童の解消を図ります。

施策名	内容
保育の必要性の認定	保護者の幅広いニーズや就労形態の多様化に応えるため、保育の必要性の認定を行い、幼稚園や保育園等の円滑な利用につなげます。
保育環境の向上	安全で快適な施設を維持するための計画的な改修等や事務改善を行い、保育に必要な教材の研究や準備にかかる時間を増やし、保育環境の向上に取り組みます。
幼稚園・保育園における教育・保育の充実	幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえて、子どもたちが心と体を十分働かせて遊んだり、豊かな体験をして個々の発達を促したりすることができる質の高い教育・保育を提供します。
待機児童の解消	0～2歳児の待機児童の増加に応えるため、保育園の新設や増改築、年齢ごとの定員数を調整するなどの方策や幼稚園の預かり保育の充実により、待機児童の解消に取り組みます。
地域型保育の実施	利用者が多様な施設や事業の中から選択できるよう、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を市の認可事業とし、地域型保育給付の対象として位置付けます。
ほのぼのルームの充実	未就園児及びその保護者を対象に、相談・遊び・交流の場として、幼稚園の施設を開放するとともに子育て相談を実施します。
幼稚園・保育園の連携	幼稚園の教諭と保育園の保育士の合同研修、人事交流を図るとともに、保護者のニーズに対応した方策を研究・検討し、実施します。

1-3 児童館運営の充実

子どもとその保護者に魅力ある遊びの場、学びの場を提供するとともに、親子のふれあいや子ども同士、親同士の交流が行えるよう、児童館の充実を図ります。

施策名	内容
科学体験による学びの場の提供	「夢と学びの科学体験館」において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学んだりすることにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
児童館の充実	子どもや親子が、気軽に遊びや学習の場として利用できるよう環境を整えとともに、多様な講座や行事を開催します。

1-4 交流と子育てネットワークづくりの充実

中央子育て支援センターを核とし、相談機能の充実や交流の場の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援、子育てネットワークの構築を図ります。

また、小中学生及び高校生に対する放課後等の居場所づくりについても推進します。

施策名	内容
地域子育て支援拠点の充実	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座等を通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
子育てサークルの育成・支援	育児に関する情報交換、親子の仲間づくりの機会となるよう、子育てサークルの育成、活動の相談、活動の場の提供等を行います。
子育てネットワーク会議の開催	子育て支援団体や子育てサークル等の市民団体のネットワークづくりを支援するため、ネットワーク会議を開催します。
世代間交流の充実	幼稚園・保育園の園児が、小中学校の児童・生徒や地域住民との交流の機会を持てるよう、行事等における交流、老人福祉施設への訪問や地域講師の活用等の取り組みを進めます。
民生委員・児童委員、主任児童委員※ ⁴ の活動支援	民生委員・児童委員、主任児童委員と情報を共有し、連携を図ります。また、勉強会や児童福祉関連施設見学会等を開催し、委員の資質の向上を図り、関係部署との協働のもと、家庭訪問等を実施します。
里親制度の啓発	より多くの市民に里親制度の意義について、理解の促進を図り、里親としての協力を得られるよう、制度の啓発に努めます。
子育て支援団体・地域住民等との連携	子育て支援団体や地域住民等と連携し、親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供するなど、地域住民による子育て支援活動を支援します。
読み聞かせ活動・おはなし会の実施	図書館での絵本の読み聞かせ会、市民センターでのおはなし会等について、ボランティアグループ等の協力により実施します。
放課後子ども教室の実施	放課後の子どもたちの活動拠点として、小学校の余裕教室等を活用し、地域住民、放課後児童クラブとの交流の中で遊びや学習、体験活動を行い、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。
中学生・高校生の居場所づくり	中高生等の若者が気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、同世代の交流を通して、主体的な活動ができるよう若者の自立に向けた取り組みを支援します。

※⁴ 民生委員・児童委員、主任児童委員：民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

1-5 子育てサービス利用者支援体制の構築

身近な場所で、子育てに関する様々な相談や情報提供が受けられるよう、子育てサービス利用者支援体制の構築を図ります。利用者支援専門員等が、子どもと保護者の困りごとの解決を図るため、必要とされるサービスにつなぎます。

施策名	内容
利用者支援専門員等の配置	子どもやその保護者の身近な場所に、利用者支援専門員等を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
子育て情報の提供	行事予定や育児の身近な情報を掲載する「子育て支援センターだより」を毎月発行し、公共施設で配布します。また、子育て情報誌等を、母子健康手帳交付時、各種手当申請時、健康診査時等に併せて配布します。
子育て情報誌・子育て支援ホームページの充実	子育てに関する行政サービスや施設等の情報を収集・整理した子育て情報誌、子育て支援ホームページを随時見直し、内容の充実を図ります。
子育て支援センターにおける相談体制の充実	子育てに関する様々な相談内容に対応できるよう、電話相談、面接相談、メール相談、グループ相談、訪問相談等を行います。
幼稚園・保育園における子育て相談・育児講座	各幼稚園・保育園において、在園児及び未就園児の保護者を対象に、子育て相談、育児講座等を実施します。
保育カウンセラーの巡回	臨床心理士が幼稚園・保育園を巡回し、保護者や教諭・保育士からの子育てや保育に関する相談に応じます。
子ども相談センターにおける各種相談体制の充実	3歳から 19 歳までの子どもとその保護者、親族、学校・園関係者を対象に、子どもに関する様々な相談に応じます。



▲子ども相談センター

基本目標２ 仕事と子育ての両立支援

【現状・課題】

女性の社会進出が進むなど、ライフスタイルが多様化する中で、働きながら子育てができる環境のさらなる充実が求められています。ニーズ調査によると、パート・アルバイトで就労している人のフルタイムへの転換希望や、現在就労していない人の就労希望も高まっています。

また、核家族化の進行により、夫婦が協力して、子育てをすることがますます重要となっています。ニーズ調査においても、依然として父親の育児休業取得が進まないことや、短時間勤務制度を取りにくい状況であることなどが見受けられるため、男女共同参画の意識の醸成や、育児休業などの制度が利用しやすい子育てに配慮した職場環境づくりを進める必要があります。

2-1 多様な保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化により、柔軟な保育サービスの提供が求められています。延長保育や一時預かり、病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実を図ります。

施策名	内容
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、延長保育の充実を図ります。
休日保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、休日保育の充実を図ります。
産前・産後休暇、育児休業後の職場復帰の支援	出産前や職場復帰前から保育園への入園予約を受け付け、働く女性が安心して出産・子育てを行い、職場に復帰できる環境づくりに取り組みます。
病児・病後児保育の充実	子どもが病気または病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、一時的に子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。
幼稚園一時預かり（預かり保育）の充実	幼稚園において、出産や傷病、親族の看護・介護、就労等で通常の保育時間終了後も引き続き保育を希望する在園児に対して、一時預かりを実施し、その内容の充実を図ります。
保育園一時預かり（一時保育）の充実	定期的な就労をしていない人、育児疲れ解消等の理由で利用を希望する人に対して、小学校就学前の児童を拠点保育園で一時的に保育します。また、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の理由により、小学校就学前の児童を状況に応じて、緊急一時的に保育します。

2-2 放課後児童クラブの充実

各小学校に放課後児童クラブを設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、主体的な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

施策名	内容
放課後児童クラブの充実	児童の定員及び学年を拡大するとともに、保護者の就労形態の多様化に 대응するために、時間延長による充実を図ります。また、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、多様な体験・活動ができるよう、連携して事業を推進します。
放課後児童クラブの整備	放課後児童クラブの設備の充実を図るとともに、支援員の資質の向上、地域の人材の活用を図ります。



▲かりがね児童クラブ

2-3 男女が協力して行う子育ての推進

男女が協力し、ともに子育てに関わることができるよう、男女共同参画に関する情報提供や講座を開催し、子育ての意識の醸成を図ります。

また、子育て家庭に配慮した職場環境の整備や、育児を理由に退職した人への再就職支援など、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを進めます。

施策名	内容
市民だより、ホームページ等による啓発	市民だより、刈谷市ホームページ、各種報道機関等を通して、男女共同参画の考え方、各種イベント、内閣府が実施する男女共同参画週間等の周知を行います。また、家庭、地域、職場等、様々な立場の人に向けた男女共同参画啓発用リーフレットを作成・配布し、さらなる意識の向上を図ります。
男女共同参画講座等の充実	女性向け、男性向け、夫婦向け等の男女共同参画講座や講演会等を実施します。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児等に関わることの重要性について、意識の向上を図ります。

施策名	内容
社会学級・女性教室の開催	社会学級(小学校)、女性教室(幼稚園)を通じて、男女が協力して子育てを行う意義を考える機会を提供します。
一般事業主行動計画※ ⁵ の実施の促進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して、情報提供等を行います。
事業所内保育施設助成制度の普及	事業所向けの助成制度や法人税の優遇措置の紹介を行い、勤務形態に応じた保育が可能となる事業所内保育施設の設置を働きかけます。
子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発	育児休業制度の定着・促進、勤務時間の短縮等の啓発、再雇用制度の普及を図るため、事業所等に情報提供を行い、子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発に取り組みます。
ファミリー・フレンドリー企業の普及促進	「ファミリー・フレンドリー企業」(男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業)についてPRを行います。
再就職希望者の能力開発の支援	育児で一度退職し、子どもが大きくなった時点で再就職を希望する保護者を対象に、再就職セミナー等の講座を開催します。



▲ファミリー・フレンドリー・マーク

ビル（ファミリー・フレンドリー企業）から伸びた手は、労働者の家庭的責任に対する理解の心と協力の行動を表しています。ビルの中の労働者から伸びた手は、ビルの手と繋がり家庭を守る円となります。これは「企業と労働者が家庭的責任と仕事を両立させながら、共により良い社会を築いていこう」という気持ちを表しています。

ハートは、ファミリー・フレンドリー企業の心でもあり、顔でもあります。また、そこで働く人達とその家族みんなの気持ちも表しています。
(愛知県ウェブサイトより抜粋)

※⁵ 一般事業主行動計画:企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

基本目標3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

【現状・課題】

母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができ、子どもの健康づくりや疾病の予防を図るなど、妊娠期から継続した保健事業や小児医療の充実に取り組んできました。ニーズ調査によると、就学前児童、小学生児童ともに、「妊娠・出産・育児期の利便性」「小児医療サービスの利便性」の満足度は、他の分野に比べて高くなっています。

今後はさらなる母子保健事業の推進を図り、病気やけがの予防、病気や障害の早期発見に取り組むとともに、切れ目のない支援をすることで、母子ともに健やかな生活を送ることができるようにすることが必要となります。また、子どもの病気に対する保護者の不安の軽減に向けて、安心して受診できる小児医療体制の充実も求められています。

3-1 妊娠・出産への支援

父母ともに、妊娠・出産に対する理解を深められるよう、パパママクラス等の充実を図るとともに、産後ホームヘルパーの派遣やあかちゃん訪問を実施し、母子の健康の確保や母親の不安や負担の軽減に努めます。

施策名	内容
パパママクラス等の充実	初妊婦を対象としたミニママ教室、フレッシュ・ママクラス、初妊婦とその夫を対象としたパパママクラスの充実を図り、出産に対する不安の軽減、母子の健康促進、妊娠・出産について、男女がともに子育てを行うことの重要性、子育ての楽しさ等を伝えます。
産後ホームヘルパー派遣の実施	産後における母子の心身の健康を守るため、核家族世帯を対象として、一定期間産後ホームヘルパーの派遣を実施し、家事の支援を行います。
あかちゃん訪問の充実	助産師が生後4か月未満のあかちゃんがいる家庭を全戸訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、保護者の多様な相談に応じます。
妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査の充実	安全な出産を支援するため、妊娠期、出産後に健康診査を実施し、その際に個別相談も行います。また、妊産婦歯科健康診査など母親の歯の健康づくりを支援します。
保健指導の実施	母子健康手帳交付時の保健指導等を行います。

3-2 子どもの成長・発達への支援

乳幼児健康診査や予防接種の充実を図るとともに、支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問等を実施し、指導、助言を行うなど、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

施策名	内容
乳幼児健康診査・乳幼児歯科健康診査の充実	子どもたちの健やかな成長を支援するため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を実施し、その際に個別相談を行います。この乳幼児健康診査は県内の医療機関で受けることが可能です。また、1歳6か月から3歳にかけての歯科健康診査、フッ素塗布等を実施し、子どもの歯の健康づくりを支援します。
養育支援訪問の実施	母子健康手帳の交付等母子保健事業において、養育支援が必要とされる家庭に保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施につなげます。
予防接種の充実	予防接種手帳を交付し、各種予防接種が個別に受けやすいように、医療機関との協力体制を強化します。
育児相談等の実施	保健師による育児相談、助産師による母乳相談、栄養士による栄養相談を行います。
援助を必要とする子どもと家庭への支援	特定妊婦 ^{※6} 等の支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。
病気や事故についての学習機会の充実	病気や事故に対する応急手当等の知識不足から生じる不安の軽減のため、保護者へ子どもの病気や事故に関する学習や相談の機会の充実を図ります。

3-3 小児医療体制の充実

子どもの病気やけがなどの緊急時に、安心して診てもらうことができるよう小児医療体制の充実を図ります。

施策名	内容
小児救急医療体制の充実	県や近隣自治体及び医療機関と調整を図りながら、地域における小児救急医療体制の充実を働きかけます。また、休日の救急診療に関する情報を市民だより等に掲載し、保護者等への周知を図ります。
小児救急電話相談の紹介	県が実施している、休日・夜間における子どもの急病時の電話相談について、保護者等への周知を図るとともに、相談員の拡充を働きかけます。

※6 特定妊婦：出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭への支援

【現状・課題】

従来から認識されてきた障害に加えて、アスペルガー症候群^{※7}や注意欠陥多動性障害(ADHD)^{※8}などの発達障害に対しても、園や学校、関係機関における療育体制の整備と切れ目のない一体的な支援が求められています。

また、「平成25年国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率が16.3%と過去最悪の水準となっており、本市においても、子育て家庭の経済的負担の軽減を進めることが必要となっています。また、貧困家庭では、経済的な理由が虐待につながる可能性も少なくありません。

児童虐待の早期発見や予防、ひとり親家庭の自立支援を進めるなど、支援が必要な子ども・家庭に対するきめ細やかな支援が求められています。

4-1 障害のある子どもへの支援

子どもの障害の程度や発達段階に合わせた療育の場を確保し、継続的な支援を行うとともに、関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に取り組みます。

施策名	内容
療育ネットワークの充実	市の関連各課、しげはら園、幼稚園、保育園、子ども相談センター、保健所、医療機関等の関係機関が連携し、発達段階や障害の内容等に応じた療育を促進します。
早期療育の機会づくり	発達に心配のある子どもとその母親を対象に、1歳6か月児健康診査の事後指導や、母子関係の充実や心身の発達を助長・育成する療育相談室(ラッコちゃんルーム)等を実施し、支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期指導につなげます。
しげはら園の充実	児童発達支援センターとしての位置づけのもと、実施体制の整備を行い、本市の中核的な療育施設としての機能の充実を図ります。
ことばの教室等の実施	幼稚園等に通いながら、ことばの発達に関する各種療法を受けられる体制の充実を図ります。
特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象の障害だけではなく、発達障害を含め、障害のある児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて、生活や学習上の困難の改善または個々の発達援助を行います。

※7 アスペルガー症候群: 社会性・興味・コミュニケーションについて、特異性が認められる障害です。

※8 注意欠陥多動性障害: 衝動的に反応して行動せず熟考する力や、現在の状況と過去の記憶を照らし合わせて、判断する力が著しく不足しているために引き起こされる多動性や衝動性、不注意などを特徴とする障害です。

施策名	内容
統合保育の充実	幼稚園・保育園において、障害のある子どもとない子どもが一緒に生活する中で、相互理解を通して人と関わる力を育みます。また、教諭・保育士は、講習会の受講や専門家の助言等により、理解を深め、円滑な統合保育の実施につなげます。
障害児を持つ家庭への支援	関係制度の普及・定着に努めるとともに、緊急時や保護者の休養等のための一時預かりを行います。
児童発達支援の充実	障害のある子どもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	保育園等を利用している障害のある子どもに対し、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
放課後等デイサービスの充実	小中学生及び高校生等の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスの充実を図ります。

4-2 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、要保護者対策地域協議会により、児童虐待の早期発見や予防、適切な保護を図ります。

施策名	内容
要保護者対策地域協議会の充実	要保護児童 ^{※9} 、要支援児童 ^{※10} 、特定妊婦の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関・団体に組織する要保護者対策地域協議会を開催します。
児童虐待防止の啓発	児童虐待の現状、虐待のサイン、通告義務、相談体制、防止施策等の知識の普及を図るため、講演会・研修会の開催や市民だよりによる啓発に取り組みます。
家庭児童相談室の充実	児童の福祉に関する相談等、子どもに関するあらゆる問題に対応した相談体制の充実を図ります。また民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、子育てに関する悩みの相談、関係機関への紹介、家庭への訪問等を行うなど、児童虐待の早期発見や適切な保護を図ります。
虐待ホットラインの充実	児童虐待の防止と早期発見を目的に、家庭児童相談員、保健師等が直通電話で通告・相談を受ける「こども虐待ホットライン」の充実を図ります。

※9 要保護児童:保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のことです。

※10 要支援児童:保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のことです。

4-3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の暮らしの安定のため、経済的な援助や就労支援、日常生活への支援等を行い、自立促進を図ります。

施策名	内容
相談体制の充実	母子等自立支援員を配置し、自立に向けた相談や情報提供等を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
自立支援教育訓練給付金の支給	就職に必要な技能や資格を取得するために指定の教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に、受講料の一部を支給します。
高等職業訓練促進給付金の支給	母子家庭の母及び父子家庭の父が、経済的な自立に効果の高い看護師等の資格を取得するため、2年以上の修学をする際に、就業と修学が困難な場合、生活費の負担軽減のために給付金を支給します。
母子父子寡婦 ^{※11} 福祉資金の貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立援助のための資金、児童の就学に必要な資金を貸し付けます。
児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の助成	児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の一部助成など国、県、市の制度に基づき、経済的な支援を行います。
家庭生活支援員の派遣	生活環境の変化により、一時的に日常生活に支障を生じている母子・父子・寡婦家庭に、自立促進のため家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。
市営住宅の家賃の減免、幼稚園・保育園の保育料の減免、就学援助	一定の基準を満たすひとり親世帯に対し、市営住宅の家賃の減免、公立幼稚園・認可保育園の保育料の減免を実施します。また、公立小中学校へ就学するための学用品費や学校給食費等を援助します。
家具転倒防止金具の取付	中学生以下の子どもと母親から構成される世帯向けに、家具転倒防止金具の取付を行います。



※11 寡婦：配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

4-4 経済的負担の軽減

子育て家庭を支援するため、児童手当等の手当の支給や、子ども医療費や不妊治療費等の助成等を実施し、経済的負担の軽減を図ります。

施策名	内容
児童手当の支給	子育ての経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざし、国の制度に基づき手当を支給します。
多子世帯の保育料の軽減及び第3子以降の保育料の無料化	公立幼稚園・認可保育園の保育料を、18歳未満の児童で数えて第3子以降である場合に無料とします。また、対象となる第2子に対して保育料の軽減をします。
私立幼稚園の利用者への費用助成	新制度に移行していない私立幼稚園を利用している保護者に対し、就園奨励費の支給、もしくは保育料の補助を行います。
認可外保育施設※ ¹² 利用者の負担の軽減	認可保育園の入園基準を満たす0～2歳児で、認可外保育を希望しながら認可外保育所を利用している場合、所得に応じて保育料を補助します。
子ども医療費の助成	子どもが早期に十分な治療を受けられるよう、入院及び通院にかかる医療費の助成を行い、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦・乳児健康診査及び妊産婦歯科健康診査費用の助成	妊娠から出産までに係る費用の負担軽減を図り、安心して子どもを出産し育てることができる環境を整備します。
ファミリー・サポート・センター利用者への補助	児童扶養手当受給世帯等が受ける援助活動に対し、利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。
私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校等に通う生徒の保護者に対して、授業料の補助を行い、公・私立間における保護者の経済的負担の格差是正を図ります。



※¹² 認可外保育施設：乳幼児を保育することを目的とする施設であり、都道府県知事の認可を受けていない施設を総称したものです。

基本目標5 子どものびのびと育つ教育環境づくり

【現状・課題】

本市では、子どもの「生きる力」を育むことに重点を置き、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めており、体験活動などを通じて、多様な価値観を身につけられるよう取り組んできました。

また、不登校、非行、いじめなどの問題に対して、児童・生徒が社会や仲間との関わりを意識し、他者の気持ちを大切にすることができるよう、心を育てる教育を進めてきました。

これからは、今まで以上に子ども一人ひとりに対応したきめ細やかな教育を進めるとともに、地域や企業など外部の人材を積極的に活用するなど、よりよい教育環境づくりを進めることが求められています。



▲富士松北小学校

5-1 生きる力を育てる学校教育の推進

社会環境の変化に伴い、自ら学び、考え、行動することが、これまでに増して重要になってきています。多様な体験や交流機会の充実を図り、子どもの心豊かでたくましく生きる力を育みます。

施策名	内容
体験活動等の推進	豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、自然体験、福祉体験等の様々な体験活動の充実に取り組みます。
職場体験学習の実施	中学生を対象に、生徒の希望に沿って職場体験学習を行います。
心の教育の充実	読書活動、人権教育、動植物の飼育・栽培等を通して、心の教育の充実を図ります。
異年齢児との交流機会の充実	授業、行事、体験活動等の中で、児童・生徒と園児との交流機会の充実を図ります。
思春期保健対策の充実	保健の授業等を通して、体のしくみや性感染症の理解を深めます。自分の身体を大切にすること、異性を尊重すること、喫煙や薬物等の心身への悪影響等について学ぶ機会を設けます。
保育実習の実施	中学校3年生全生徒を対象に、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ保育実習を実施します。

5-2 子どもに寄り添った支援の充実

教職員等が子どもの心の状態を把握するとともに、いじめがいけないことであるという意識を持てるよう、児童・生徒に指導を行うなど、いじめの予防・早期発見・解決に向けた取り組みを進めます。また、学校・家庭・関係機関が連携し、不登校児童・生徒に対する対策を推進します。

施策名	内容
スクールカウンセラー※ ¹³ 等相談体制の充実	スクールカウンセラー、心の教室相談員、心の居場所づくりアドバイザーを小中学校に配置し、児童・生徒からの相談のほか、保護者や教職員の相談に応じます。
いじめ対策の推進	各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催や、児童・生徒に対するアンケート調査の実施により、学校全体でいじめ対策に取り組み、いじめの早期発見・解決につなげます。

※¹³ スクールカウンセラー：学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

施策名	内容
不登校児童・生徒への対応	「刈谷市いじめ・不登校児童生徒適応指導調査協力者会議」による情報交換や、各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催、北・中・南部すこやか教室における相談、家庭訪問等により、不登校児童・生徒の学校復帰を支援します。

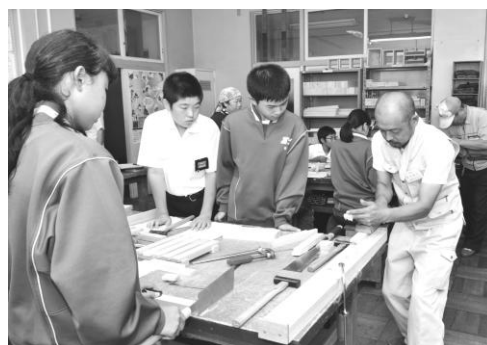
5-3 開かれた学校づくりの推進

各学校において、適宜、情報発信を行うとともに、家庭・地域とともに子どもたちを育成する開かれた学校づくりを進めます。

施策名	内容
学校評議員制度の運営	学校評議員制度の運営を行い、保護者や地域住民等の意向を把握し、開かれた学校運営を推進します。
地域住民による教科指導の支援	小学校において、ボランティアが家庭科のミシンの使い方を指導したり、生活科の学区探検で安全を見守ったりするなど、教科指導の支援を行います。
地域講師の活用	小中学校の総合的な学習の時間等に、地域住民を講師に招き、特徴のある授業を行います。
学校のホームページの運営	各学校のホームページを適宜更新し、学校から地域に向けて、情報を発信します。
生活指導懇談会の開催	北部・中部・南部の3か所で、生活指導懇談会を開催し、児童・生徒の見守り等について意見交換を行うことにより、地域の見守り活動の促進につなげます。
家庭教育地域推進事業の充実	学校、家庭、地域が連携して、子どもを生み育てる社会環境づくりを推進するため、家庭教育地域推進事業を実施します。



▲子牛の飼育体験

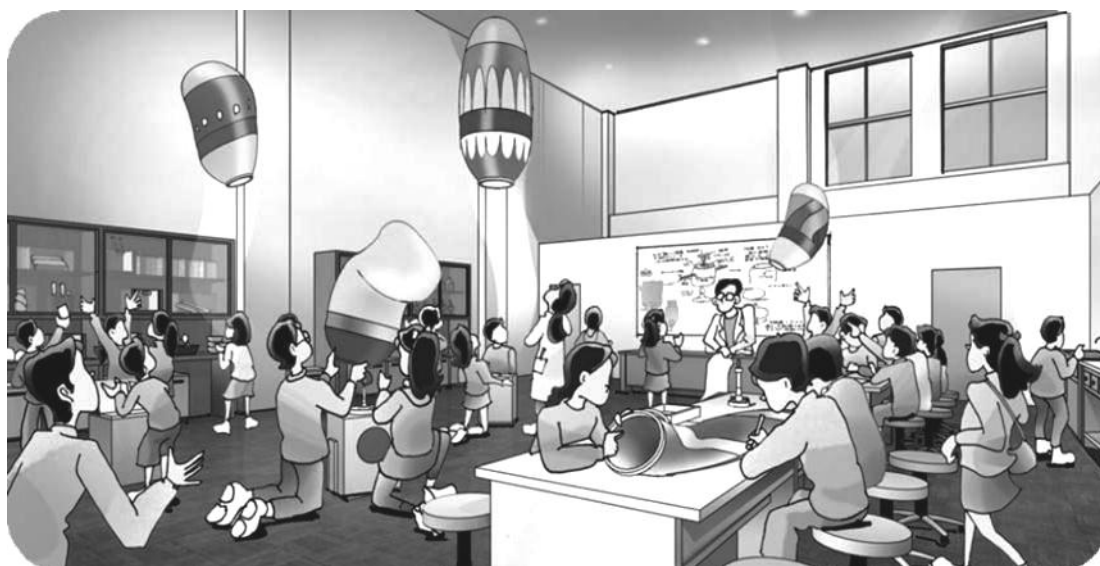


▲「ものづくり」を学ぶ授業

5-4 地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり

子どもたちが多様な価値観を身につけられるよう、自然や文化、芸術等の様々な体験機会の充実を図ります。

施策名	内容
科学体験による学びの場の提供	「夢と学びの科学体験館」において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学んだりすることにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
子ども向けの体験の推進	市民センター、生涯学習センター、美術館等の公共施設において、子どもたちが自然や文化、芸術等を体験できる様々な機会を提供します。
親子向けの学習・体験の推進	親子向けの工作教室、料理教室、環境講座等、親子で参加できる様々な学習や体験の場を提供します。
子ども会活動の支援	活動の場の提供、活動の参考となる情報提供等を通じ、子ども会の活動を支援します。
ジュニアリーダーの育成支援	中学生・高校生のジュニアリーダーの育成を支援し、子ども会等地域の活動に派遣します。
世代間のふれあいの場の提供	交通児童遊園において、大人から子どもまで楽しめる大型遊具等の設備の充実を図ることにより、世代間のふれあいの場を提供します。



▲夢と学びの科学体験館(イメージ)

基本目標6 子どもにやさしいまちづくり

【現状・課題】

子どもが健やかにいきいきと過ごすためには、子育て支援や保育サービスの充実のみならず、子育てに配慮した公共施設や、遊び場となる公園が必要となっています。また、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないような啓発や安全点検などの取り組みも欠かすことはできません。

子どもが健全に成長できるよう、子どもが過ごすすべての環境を整備することが必要です。

6-1 子育てを支援する都市環境の整備

公共施設において、授乳スペース、おむつ交換スペースや託児ルームの整備を行うなど、子どもや子育て家庭に配慮した環境づくりを進めます。

施策名	内容
公共空間・設備におけるユニバーサルデザイン※14の導入	公共空間や設備において、ユニバーサルデザインの導入を図ります。特に、公共施設には、授乳スペース、おむつ交換スペース、多機能トイレ、託児ルーム等の整備を図ります。
刈谷市交通バリアフリー基本構想の推進	刈谷市交通バリアフリー基本構想に基づき、刈谷駅周辺の重点整備地区における特定道路、特定経路の整備を進めます。
人にやさしい街づくりの推進	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、子どもと子育て家庭にも配慮した都市環境の整備を進めます。



▲みなくる刈谷

※14 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

6-2 安全・安心なまちづくり

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、防犯や交通安全についての教育や道路の安全点検、防犯訓練等を実施し、安全・安心なまちづくりをめざします。

施策名	内容
安全教育の充実	警察、学校、幼稚園、保育園等と連絡を密にし、非行や犯罪、交通事故を防止する教育及び啓発を行います。
通学路の安全点検	通学路の安全点検を実施し、歩道の整備、カラー舗装、地下道への非常用警報機の設置など危険か所の改善を行います。
防犯灯・道路安全灯の整備	夜間の防犯や交通安全を確保するため、防犯灯・道路安全灯を設置します。
子ども 110 番の家との連携	警察と連携し、登下校時等に子どもが不審者に遭った時に駆け込むことができる「子ども 110 番の家」について周知を図ります。
防犯訓練等の実施	小中学校・幼稚園・保育園において、不審者侵入時の対応等について防犯訓練を実施します。また、小中学校の全児童・生徒に防犯ブザーを配布します。
地域の防犯情報の共有	小中学校・幼稚園・保育園の情報交換を密にするとともに、地域安全パトロール隊との連携を図ります。また、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者等の情報を共有し、防犯に努めるとともに、刈谷市防犯メールにより、保護者等への情報提供を実施します。
健やかに育む環境づくりの推進	愛知県青少年保護育成条例に基づき、有害環境から青少年を保護するとともに、街頭補導により、青少年の非行防止に努めます。
チャイルドシートの貸出	緊急かつ一時的に自分の家庭外の乳幼児を乗せるため、チャイルドシートの貸し出しを行います。



▲通学路のカラー舗装



▲刈谷地域安全パトロール隊

6-3 遊び場の確保

公園等の整備・維持管理を行うことにより、快適で安全・安心な子どもの遊び場の確保に取り組めます。

施策名	内容
幼稚園の園庭開放	園児の降園後、幼稚園の園庭を開放し、親子の遊び場を提供します。
公園等の整備	快適で魅力あるまちづくりを推進するため、新しい公園の整備や既存公園の再整備を計画的に進めます。
公園等の維持管理	快適な公園環境の維持と、安全・安心の確保のため、遊具の点検、砂場の清掃、樹木管理等を実施します。
住民参加型の公園づくり	誰もが快適に利用できる魅力ある公園を整備するため、地区住民に設計段階から参加を促し、管理運営等に住民の協力を得るなど、住民に愛される公園づくりに取り組めます。



▲ミササパーク